

地方小都市中高年世帯の家族周期的分析

—世帯概況—

森岡清美

はじめに

1. 問題関心

ここで地方小都市というのは静岡県掛川市のことである。掛川市旧町域の該当世帯に対する社会保障研究所調査団の実査が、昭和43年の児童養育費調査、45年の高齢者世帯生活調査と回を重ねたことは、それぞれの最終ないし中間報告¹⁾によってすでに周知のことと思われる。ところで、43年調査では核家族世帯に限り、夫(父)は49歳以下としたが、45年調査では夫(父)65歳以上、妻(母)60歳以上とし、高齢者世帯では直系家族形態をとるものが多いことにかんがみ、対象を核家族世帯に限らなかった。先行するこの2つの調査は、それぞれ個別の目的をもっているのだが、49歳以下、65歳もしくは60歳以上という2つの大まかめにされた年齢階級の中間を含み、前後で両者のそれぞれと部分的に重なる対象をあらためて研究することは、家族周期的発想からいって当然の要請である。すなわち、43年調査は周期段階²⁾でいえば新婚期・育児期・教育期にある家族を対象にし、45年調査は退隠期・孤老期の家族を対象としたから、つぎにはその中間の排出期と向老期にある家族を含む標本を研究しなければならない。対象とする段階がこのように異なると、研究の問題関心も異なってくる。教育期までは子どもの養育・教育が最大の発達課題である。少なくともそのひとつであるから、いわゆる児童養育費の問題が焦点に据えられ、家計調査に先行する世帯調査も、児童養育費の背景を抉り出すことに焦点を置いた。他方、退隠期以降では老人扶養が重要な発達課題とみなされ、「老人養育費」とでもいうべき問題が焦点となった結果、その背景を世帯調査をとおして明らかにした。第3の調査は当然、子の教育が終って子を親のもとから排出し、

あわせて親自らの老後に備える問題に照明を投げなければならない。このように見るとき、43年調査と45年調査は第3の調査によって架橋されることだろう。そして、以上3種の調査研究により、周期的発想に出る一貫研究が首尾を全うすることとなるはずである。

こうして、中高年者生活総合調査と銘うつ第3の調査が、三たび中鉢正美氏を主査として昭和48年に実施された³⁾。対象世帯の家族形態をN(夫婦と無配偶子)、C(夫婦のみ)、C-N(夫婦と子夫婦、孫)、M-N(女子と子夫婦、孫)の4つに限ったのは、先行する45年調査と同一であるが、検討の末そのように落着した理由は後述する。また、世帯の最高世代の年齢をさきに述べた根拠に基づいて、45歳から74歳までとし、30年を蔽うことになったため、43年調査のように最高世代の結婚が第2次大戦後にまとまるわけでも、45年調査のように昭和ひと桁までにおさまるわけでもなく、大正後半から戦後の昭和20年代にそれがわたる。つまり、対象の家族形態が同一であっても、結婚年代からいえばさまざまな、したがって家族形成後に経験した時代環境の点でまちまちの、対象をとり上げたことになる。そこで、前にふれたように「白らの老後に備える」将来展望に加えて、結婚後の履歴を詳細に調査し、履歴とそこに影を落している時代環境から現状理解に接近するという視点が、重要となってくるのである。

2. 調査客体の抽出と有効客体数

調査客体は、昭和48年4月1日の掛川市住民基本台帳から抽出した。すなわち、旧掛川町域所在の世帯を家族形態別に分類し、総数中とくに出現率の高い形態として、N、C、M-N、C-Nの4形態を取り上げ、総数の7割を占めるこの4つに観察を限った。年齢は先述のとおり45歳~74歳に限定したが、54歳以下のC-N、M-Nは例数がとくに少ないのでこれを対象から外し、結局表1中の線で囲いこんだ20のグループを対象とすることにしたのである(総数の約35%に相当する)。そ

1) 中鉢正美編『家族周期と児童養育費』至誠堂、昭和45年。同編『家族周期と家計構造』至誠堂、昭和46年。森岡清美・伊藤秋子・曾原利満・磯部しづ子ほか「地方小都市における高齢者世帯の居住形態別分析」『季刊社会保障研究』7巻4号(昭47. 3)、33~63頁、8巻1号(昭47. 7)、45~73頁。

2) 森岡清美『家族周期論』培風館、昭和48年、281頁。

3) 従来の世帯調査、家計調査、栄養調査に、今回は健康調査を加えて実施された。

表 1 母集団の家族形態別年齢階層別分布 (昭 48.4.1. 現在)

	39歳以下	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80歳以上	計
N	695	320	258	182	133	84	40	21	9	—	1,742
C	117	14	19	29	36	48	31	23	11	10	338
C-N	—	1	2	6	18	44	69	50	31	8	229
M-N	—	—	—	4	28	51	71	65	55	29	303
N-N	1	—	3	3	12	19	20	2	4	2	66
M'-N	—	—	2	7	7	6	12	4	2	3	46
M	43	24	19	40	26	16	12	7	7	5	199
F	6	6	4	2	1	5	4	7	1	9	45
F-N	—	—	—	—	—	4	8	11	14	13	50
F'-N	—	—	—	—	3	—	1	1	4	—	9
Fo	73	10	9	7	5	5	9	5	—	2	125
Mo	33	10	15	28	26	26	15	9	9	6	177
その他											362
計	968	385	331	308	295	311	292	205	147	87	3,691

(昭 48.7.1 現在の年齢)

して、われわれの調査能力を考慮して、N の 45~54 歳層で 1/4, 55~64 歳層で 1/2 のサンプルを求めたほかは、悉皆調査を行ない、863 世帯のうち 775 世帯の面接調査が完了した⁴⁾ (表 2, 表 3)。

先行する調査と同様、世帯調査の上に家計調査、栄養調査を重ねた。ただし、従来は世帯調査のサンプルについて残らず家計調査を実施したため、百数十の事例に止まったが、今回は世帯調査の客体の一部のみ家計調査の対象とすることにし、世帯調査対象は上述のように多数となったのである。

表 2 調査対象世帯 (昭 48.5.15 訂正)

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	計
N	$\frac{259}{4}65$	$\frac{172}{4}42$	$\frac{142}{2}71$	$\frac{85}{2}43$	40	21	283
C	18	29	36	45	31	23	182
C-N	—	—	18	44	69	51	182
M-N	—	—	29	51	71	65	216
計	83	71	154	183	211	160	863

表 3 調査完了世帯

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	計	有効率
N	55	45	59	37	34	16	246	86.9
C	17	24	38	41	32	24	176	96.7
C-N	—	—	17	42	58	46	163	89.6
M-N	—	—	24	45	64	57	190	88.0
計	72	69	138	165	188	143	775	
有効率	86.7	97.2	89.6	90.2	89.1	89.4	89.8	

4) 実査は昭和48年7月10日から16日まで1週間にわたり、お茶の水女子大学、慶応大学、東京教育大学の院生・学生、および地元の掛川婦人会の協力をえて実施された。

先行する掛川調査では、農家は除くとか、同居の子ども数は3人以下とかの限定をつけたが、今回は家族形態と年齢を制限したほか限定を加えなかった。この点も、対象が多数になった一因といえよう。しかし、住民基本台帳を手がかりとして把握した家族形態は、過去のものであったり、もともと実情にくい違っていることが、調査の結果漸く明らかになるものもあって、そのため対象外となった客体があることを、付記しておく。

家族形態移行の主パターン

表1を百分比で表した表4は、母集団について、世帯の最高世代の年齢階層別に家族形態の分布を示したものである。これによると、49歳までNは2/3内外を占め、さらに50歳から59歳まではほぼ半ばを制して、該当年齢階層の主パターンであることが明らかとなる。ところが60~64歳層になるとNの比率は落ち、直系家族形態と数量的に並行する。そして65歳層以上では直系家族形態なかでもC-NとM-Nの和が半ば内外となり、さらに年齢階層が上がるにつれてC-Nの比重が落ち、他方M-Nのそれが上昇してゆく。このことから、59歳までNが主パターンで、60~64歳層が転換期、65歳以上ではパターンの分散が著しいが、強いていえばC-NとM-Nが主パターンとなり、80歳以上ではC-Nは主パターンの座をすべり落ち、M-Nへある程度収斂していく、といえるのである。このように見ると、欧米の夫婦制家族では周期の終り近く、いわゆる脱子女養育期 post-parental period に規則的に出現するCが、われわれの母集団の中老年層では1割強に過ぎず、副パターンでもないとするればC-N (したがってやがてM-N)

表4 母集団の分布(%)

	39歳以下	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80歳以上	総数
N	71.8	83.1	77.9	59.0	45.1	27.0	13.7	10.2	6.1	—	47.2
C	12.1	3.6	5.7	9.4	12.2	15.4	10.6	11.2	7.5	11.5	9.2
C-N	—	0.3	0.6	1.9	6.1	14.1	23.6	24.4	21.1	9.2	6.2
M-N	—	—	—	1.3	9.5	16.4	24.3	31.7	37.4	33.3	8.2
N-N	0.1	—	0.9	1.0	4.1	6.1	6.8	1.0	2.7	2.3	1.8
M'-N	—	—	0.6	2.3	2.4	2.9	4.1	2.0	1.4	3.4	1.2
M	4.4	6.2	5.7	13.0	8.8	5.1	4.1	3.4	4.8	5.7	5.4
F	0.6	1.6	1.2	0.6	0.3	1.6	1.4	3.4	0.7	10.3	1.2
F-N	—	—	—	—	—	1.3	2.7	5.4	9.5	14.9	1.4
F'-N	—	—	—	—	1.0	—	0.3	0.5	2.7	—	0.2
Fo	7.5	2.6	2.7	2.3	1.7	1.6	3.1	2.4	—	2.3	3.4
Mo	3.4	2.6	4.5	9.1	8.8	8.4	5.1	4.4	6.1	6.9	4.8
その他	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	9.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

「その他」の年齢階層別分布不詳ゆえ、総数の欄を除き、百分比には「その他」を含めていない。

になりそこねた一種の逸脱形態であるといわねばならない。より若い層ではCは1割にも及ばず、そこでは主パターンのNになりそこねた、これこそ一種の逸脱形態とみてよかろう。54歳以下のC-NやM-Nも、比率から見限り、逸脱形態といえなければ副パターンである。

1. なぜCか

そこでCに注目して、59歳以下ではなぜNでないか、また65歳以上ではなぜC-Nでないかを考察してみよう。

なぜほかの形態をとらないでCになったのか。まず、子がないか子が少ない場合、ほかの条件が同一ならば、C(夫婦だけの世帯)となることだろう。そこで、無子率(1人も子を産まなかった夫婦の比率)と無健在子(子には養子を含む)率を表5、6について見ると、やはりCのそれらは他に比べて著しく高い。子が離家する年齢としては早すぎる45~49歳層で、さらに格段の高率

表5 無子率

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
N	3.6	0.0	3.4	2.7	8.8	0.0
C	64.7	29.2	23.7	17.1	21.9	25.0
C-N	—	—	5.9	7.1	13.8	8.7
M-N	—	—	4.2	6.7	10.9	5.3

表6 健在の子のない率

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
N	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
C	58.8	29.2	13.2	7.3	12.5	4.2
C-N	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0
M-N	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0

となっている。これは、Cになる原因として子がないということのもつ重みを暗示するものといえよう。では、子がある場合でも子が少ない、といえるか。この点は表7、8に明らかにされている。平均出生児数はもちろん平均健在児数も、同じ家族形態では、年齢階層が高まるほど多くなっていることは、予想どおりである。ところが同じ年齢階層では、70~74歳層を例外として、Cが最も少ないといえる。無子夫婦、無健在子夫婦を除いた平均値では、Cと他の形態との差は縮小するが、Cの平均値が最小であることに変わりはない。こうして、無子夫婦が多いこと、子がある場合でも子の数が少ないことが、Cの形態をもたらしたひとつの重要な要因であるこ

表7 出生児数

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
N	2.2人 (2.3)	2.9人 (2.9)	3.0人 (3.1)	3.5人 (3.6)	3.9人 (4.3)	5.1人 (5.1)
C	0.6 (1.8)	1.5 (2.1)	2.0 (2.6)	2.8 (3.3)	2.9 (3.7)	4.3 (5.7)
C-N	—	—	2.6 (2.8)	3.4 (3.7)	3.6 (4.1)	4.1 (4.5)
M-N	—	—	2.8 (2.9)	3.0 (3.2)	3.5 (3.9)	4.3 (4.4)

() 内 子のない夫婦を除いた平均。

表8 健在児数

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
N	2.4人	2.9人	3.0人	3.3人	4.7人	4.8人
C	0.7 (1.7)	1.5 (2.1)	2.2 (2.6)	3.0 (3.2)	2.7 (3.1)	4.5 (4.7)
C-N	—	—	2.6	3.3	3.6	3.7
M-N	—	—	2.8	2.6	3.0	3.3

() 内 子のない夫婦を除いた平均。

とが帰結されるのである。

子数が少なくとも、子がまだ親への依存段階を脱していない場合、CよりもNになりやすく、子が多くとも逆の場合、ほぼ59歳以下ではNよりもCになりやすいだろう。子がまだ親への依存段階にあるかどうかを、末子が成年に達しているかないで判定するとすれば、周期段階Ⅰ～Ⅳの世帯率をもって依存率を表わすことができることになる。表9はそれを示したものであって、59歳以下ではCの依存率がNのそれより格段に低いことが判明する。つまり、子が少ない上に、依存子をもつ率の低さが、NよりもCをもたらした1要因といえるのである。なお、子が少なく、しかも依存率が低いということが成立するためには、第1子と末子の出生間隔が短くなければならない。表10によれば、Cの出生間隔平均がNのそれよりも59歳以下でははるかに短いことが示されており、予想どおりといえる。

以上は子数や成長段階との関連での考察であったが、つぎに子が親もとに留まるか離家するかを規定する要因を問う必要がある。まず、相続世帯ほど子のだれかを引き留めておくことになりやすいと考えられる。いいかえると、相続世帯率の高いグループほど子を引き留めて、NやC—Nになりやすいと想定されるのである。表11を見ると、59歳以下ではCの相続世帯率はNやC—Nそれに比べて断然低い。もし上の想定が正しいとすれば、相続世帯率の低さもCの1要因といえることができよう。

表9 依存子をもつ率（Ⅰ～Ⅳ段階率）

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	96.4	71.1	50.8	10.8	17.6	12.5
C	11.8	20.8	10.5	9.8	3.1	8.3
C—N	—	—	5.9	7.1	3.4	4.3
M—N	—	—	0.0	0.0	1.6	3.5

表10 第1子～末子の出生間隔

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	4.8年	6.1年	7.6年	7.9年	11.2年	13.2年
C	1.6	3.4	5.2	7.4	9.1	12.3
C—N	—	—	6.1	9.0	11.8	11.6
M—N	—	—	6.7	9.0	11.4	10.4

表11 相続世帯率

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	14.5	37.8	23.7	27.0	44.1	37.5
C	11.8	20.8	13.2	31.7	25.0	50.0
C—N	—	—	29.4	31.0	44.8	47.8
M—N	—	—	20.8	29.5	43.8	47.4

また、対象世代の主な収入源が勤務である方が、自営業の場合よりも協力者として子の同居を求める必要が少なくと考えられる。表12によると、自営業率の最も高いのはC—N、それにNがつぎ、Cはこの点で最も低く、逆に勤務率が（70歳以上を除き）他のどの形態よりも高いのである。主な収入源としての勤務率の高さもまた、Cの1要因と見なしえよう。もちろん70歳層の問題は疑問として残る。

つぎに、世帯成立の事情が同一でも、親に稼働力のある中年の間は、家計が苦しいほど子は離家しやすく、他方親が老齢になれば、家計が苦しいほど子は離家しやすいとはいえず、むしろ家に留まって親を助けると予想される。1ヵ月の家計支出の分布をみた表13によれば、59歳以下ではCの方がNより逼迫している観があり、Cとなるひとつの理由を確かめたいように思う。しかし60歳以上のCはNより逼迫しており、子と同居せずとも家計を維持できると考えるものはむしろ少ない。多くは、家計が逼迫しているにもかかわらず、子を離家させているのである。だから、家計からCを説明すること、とくに60歳以上のCを説明することには、大きな困難があるといえよう。そこでは、7割にも及ぶ多数がかつて既婚子と同居したことがある。つまりC—CとかC—Nの形態をとった経験があり、なかでも70歳以上層が5割という、他のどのグループにもない相続世帯率の高さを

表12 対象世代の主な収入源分布（％）

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	85.5 14.5	62.2 33.3	52.5 42.4	45.9 35.1	35.3 35.3	31.3 31.3
C	70.6 23.5	66.7 33.3	68.4 26.3	56.1 22.0	40.6 25.0	8.3 29.2
C—N	—	—	29.4 52.9	23.8 57.1	24.1 41.4	15.2 34.8
M—N	—	—	25.0 8.3	13.3 6.7	12.5 12.5	15.8 12.3

上：勤務，下：自営業。

表13 1ヵ月の家計支出の分布（％）

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	5.5 70.9 23.6	6.7 73.3 20.0	16.9 66.1 16.9	18.9 54.1 27.0	38.2 58.8 2.9	43.8 50.0 6.3
C	29.4 47.1 23.5	25.0 50.0 25.0	26.3 60.5 13.2	51.2 43.9 4.9	62.5 31.3 6.3	70.8 20.8 8.3
C—N	—	—	— 70.6 29.4	4.8 64.3 31.0	6.9 55.2 37.9	8.7 47.8 43.5
M—N	—	—	12.5 87.5 —	4.4 73.3 22.2	7.8 73.4 18.8	8.8 47.4 43.9

上：5万円未満，中：5～10万円未満，下：10万円以上。

示すことに徴しても、Cの形態をとることは納得しにくい。さらに対象者夫婦のうち、病弱な者の率を掲げた表14によれば、Cの高年齢層の病弱率がNやC-Nに比べてとくに低い、つまり子の日常的介護を要しないような普通の健康体の者が多い、わけでないことも、なぜCの形態をとるのか、強い疑問を残させるものである。

そこで、考える要因として、子が遠方に就職していたり、子と不和であれば、同居して家計を安定させまた介護を受けたいときでも、Cの形になりやすいことが挙げられる。最後にこの点を検討してみよう。表15はCとNについて、既婚子があるのに同居しない理由、つまりC-NやN-Nにならない理由をただした結果である。Nと比べてCでは、仕事の都合を挙げるものが高率ではば55%に達することと、不和や不和にならないためと明言したのが率こそ低いNの2倍にもなること、が注目されよう。こうした事情に加えて子の数が少なければ、NがN-NになるよりもCがC-Nになることは一層むづかしいと考えられるのである。

表14 対象者とその配偶者の病弱率（臥床中を含む）

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
N	7.3 5.5	4.4 6.7	11.9 5.1	13.5 8.1	20.6 11.8	62.5 25.0
C	5.9 5.9	12.5 4.2	13.1 7.9	4.9 14.6	21.9 15.6	50.0 29.2
C-N	—	—	17.6 5.9	19.0 9.5	24.1 6.9	28.3 15.2
M-N	—	—	— 12.5	— 20.0	— 12.5	— 26.3

上：夫、下：妻。

表15 既婚子別居理由

	C45~54	C55~64	C65~74	N45~54	N55~64	N65~74
仕事の都合で遠方に居住	45.5	50.0	50.0	20.0	22.4	43.8
不和	—	1.7	2.0	—	1.7	—
不和にならないため	9.0	8.3	12.0	—	3.4	7.0
その他	45.5	40.0	36.0	80.0	72.3	44.2
計	100.0 (N=11)	100.0 (N=60)	100.0 (N=50)	100.0 (N=15)	100.0 (N=58)	100.0 (N=43)

2. なぜNか

つぎに、59歳まではNが主パターンであっても、65歳以上ではその座からすべり落ちている。しかるに、65歳以上でもなぜNがあるのか。どうしてC-Nにでもならないのか、という問題に接近してみよう。

まず、C-Nの形成に必要な既婚子が、1人もいないのがNでは多いのではないか。表16（既婚子のない率）によれば、60歳以上では約2割が既婚子がないためNに留まっていることが判明する。そして、2割内外も既婚子がないのはNだけであって、Cでももっと低率であるのと対比されよう。しかし、この要因では2割内外の事例しか説明できない。

Nの約8割の事例において、既婚子があるのになぜ同居しないのか。それには表15で見たように、遠方就職とか不和などの理由もあるうけれど、それ以外の理由も高率を占めており、またC-Nなどとの比較ができないので、断定的なことはいえない。そこで、表17（平均室数）、表18（平均帖数）を検討すると、NはC-Nに比べて60歳以上では室数・帖数ともに少なく、M-Nよりも少ない。つまり、Nの住居は核家族を収容するためにCのそれよりも大きい、親と子夫婦を収容するには小さいのであろう。こうした住宅事情も、おそらく上記「その他」の理由に含まれている、と考えられよう。なお、相続世帯の方が既婚子の1人を留めておくことへの関心が比較強いと考えられるが、表11の相続世帯率によれば、NはC-Nに比べていく分この比率が低い。この点も1要因として考慮に入れてよいだろう。

ひるがえって、65歳以上でNと同じくらいの分布を示

表16 既婚子のない率

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
N	96.4	64.4	44.1	24.3	11.8	18.8
C	23.5 (82.4)	37.5 (66.7)	23.7 (36.8)	4.9 (12.2)	3.1 (15.6)	0.0 (4.2)
C-N	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0
M-N	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0

() 内は健在の子のいない率を加えたもの。

表17 室数

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	55歳以上	45年調査
N	4.7室	4.9室	5.1室	4.5室	4.7室	4.6室	4.8室	3.3室
C	3.8	4.3	4.3	4.0	4.6	3.3	4.1	4.0
C-N	—	—	5.5	5.5	5.5	5.1	5.4	5.1
M-N	—	—	4.5	4.8	5.0	5.6	5.1	4.7

表18 帖数

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	55歳以上	45年調査
N	26.6帖	28.4帖	30.6帖	26.3帖	28.1帖	24.4帖	28.2帖	20.0帖
C	22.5	24.5	24.4	24.2	22.5	19.3	23.0	24.8
C-N	—	—	33.6	33.9	36.3	33.1	34.5	30.9
M-N	—	—	25.7	29.4	30.2	35.0	30.9	28.6

すCに、なぜならないのかという、先にふれた子の数の多さと、依存子をもつ比率(表9)の高さが指摘されなければならない。依存率の高さは60歳以上のNに特徴的ともいえる結婚年齢の遅れに因するものであろう。

3. なぜC—N, M—Nか

C—Nは65歳以降主パターンとなるが、それ以前の年齢階層ではせいぜい副パターンでしかない。では、64歳以下で出現したC—Nはどういう条件に支えられているか。

表19は結婚後の経過年数を掲げたものである。M—Nの結婚年数は右へ一棒ずらせて比較すべきものであるから、これを別とすれば、C—Nの結婚年数が長く、とくに問題となる55～59歳層のそれは、Nの60～64歳層に匹敵する(32.4年)ことが注目される。C—Nは一般に、なかでも55歳層はとくに早婚なのである。この点は、戦後に結婚した夫婦の比率(表20)によっても確認することができる。再婚をも含めた数字であるため、とくに60歳以上でやや不正規なグループもあるが、C—Nは早婚で、とくに55歳層がしかりであることは、CやNと比較して十分に読みとることができると思う。早婚であれば世代の再生産も早く、したがってC—Nになりやすいのである。

C—Nは世代の再生産がC, Nに比べて速かであると考えうるのに加えて、表11に掲げたように相続世帯率が他に比して高く、また他に比して(M—Nは無職が多いため除く)自営業を主な収入源とする率が高い。いずれも、C—Nの形態の発現を促す条件と考えられる。

表19 結婚年数

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	イ 19.8年	イ 25.4年	□ 27.7年	□ 33.3年	ハ 33.9年	ハ 41.7年
C	イ 18.5	イ 24.6	□ 26.3	□ 34.2	ハ 37.7	ハ 41.7
C—N	—	—	□ 32.4	□ 35.8	ハ 40.8	ハ 46.3
M—N	—	—	□ 35.1	ハ 40.7	ハ 45.3	ニ 51.4

イ：昭和20年代，□：昭和10年代，ハ：昭和1けた代，ニ：大正。

表20 戦後結婚率

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	100.0	93.3	52.5	13.5	29.4	12.5
C	100.0	91.7	57.9	14.6	15.6	12.5
C—N	—	—	17.6	4.8	3.4	2.2
M—N	—	—	8.3	2.3	—	—

M—Nは、C—Nについて述べたことに、夫との早期離死別の要因を付加すれば、説明ができる。ついでながら、C—NであってN—N(上の世代にも未婚同居子あり)でないこと、またM—NであってM'—N(上の世代にも未婚同居子あり)でないことの考えうる理由にふれておくと、表9(依存率)に明らかなように、C—N, M—Nともに依存子のある比率が低いことを挙げてよいだろう。これまた、これらのグループでは比較的早婚であったことと関連のあることがらである。

家族形態別・年齢階層別にとらえた20のグループには、主パターンを体现するものと、副パターンないし逸脱と見なすべきものとがある。そこで、以上述べたように、なぜ主パターンを外れたグループが出現したのか、その要因を過去の経歴と現状のなかに追跡したわけである。便宜上、グループ別に現状の分析を行うさいにも、グループにより主パターンであるものかないものがあることを、常に念頭に置かなければならないだろう。

家族形態移行の経歴

前節で考察したところは、家族形態の年齢階層別分布から想定されうる移行パターンであった。では実際にどのような移行が見られたであろうか。大づかみにいって、N→C—N→M—Nという移行であり、45歳以上層ではCはむしろ逸脱形態もしくはせいぜい副パターンにすぎないということが、想定の上ばかりでなく、現実にも生じているのだろうか。これがつぎの問題である。

上記の移行パターンのうち、C—N→M—Nは父死亡によりいわば自動的に出現するから、アメリカのようにC—Nの形態が乏しいところではいざ知らず、わが国のように、とりわけ掛川旧町域のように、C—Nが多数存在する地域では、M—Nの前身がC—Nであったか否かの探索は、必要であるとは考えられない。M—NはC—NからかM(母子世帯)からか転換する。そしてわれわれの対象のように、形態を便宜上4つに限るなら、M—NはC—Nからとみて作業を進めても、大筋は誤ることはないだろう。

問題はむしろN→C—Nである。また、NはCから転ずるほか、M—NのM(母)死亡により、現出しようし、これら以外の経路も考えうる。C→Nは子の出生により自動的に出現するから、この移行は探求に及ばないだろう。そうすると、問題の焦点は、C—NやM—Nも、かつてNとかCであったのかどうか。また、NやCもかつてC—NやM—Nであったのかどうか。つまり、NやCといった核家族と、C—N, M—Nといった直系家族と

の間で、形態転換がどのくらい起こったのか、ということであり、対象者の結婚以後、彼らの家族が核家族形態でおしとおした比率、および直系家族形態でおしとおした比率いかにいうことである。もちろん、将来に希望する形態の問題として、過去から現在をへて将来にこの考察を延長することも重要である。したがって、親との同居経験、既婚子との同居経験、子どもとの同居希望の3点を、現在の家族形態を軸として分析することになる。

1. 親との同居経験

グループ別にみて、総数の過半が親との同居経験をもっている。年齢階層が高いほど高率だとかその逆だとかの、一定の傾向が認められるわけでない(表21)。ただ、N、C-N、M-Nが6割弱であるのに対して、Cは5割強という差があることと、同居を結婚後親死亡までの継続同居と、そうでない一時同居とに分けた場合、前者にはC-Nの4割弱、M-NとNの3割内外、Cの2割強という差が存することが注目される。つまり、家族形態により親との同居経験の比率なり継続性にいく分の差があるのである。しかし、(C、N)と(C-N、M-N)という大きい形態差に比べれば、同居経験率の差は予想外に小さいといわなければならないだろう。

つぎに創設世帯・相続世帯で対象を分けて同居経験率を求めると、どのグループでも創設世帯のは低く(3~5割)、相続世帯のは高い(8~10割)。その差は実に5~6割に達するのである。現在の形態がCやNでも、相続世帯では同居経験率がきわめて高く、現在がC-NやM-Nでも、創設世帯ではそれがきわめて低い。このように見ると、親との同居経験は何よりも創設・相続の差によって決せられるところが多いといえる。むしろ、同居経験の乏しいのは創設世帯となり、豊富なのは相続世帯となるというべきかもしれないのである。

表21 親との同居経験率

	45 ~ 54	55 ~ 64	65 ~ 74	55歳以上
N	50.3 34.7 96.0	66.3 54.3 100.3	51.0 30.0 81.0	59.2 47.0 91.3
C	51.3 41.2 100.0	49.3 36.1 94.4	44.7 25.0 80.0	47.4 32.0 86.8
C-N	—	47.4 26.8 94.4	64.4 37.5 95.8	58.0 33.0 95.5
M-N	—	50.0 34.0 94.4	61.2 36.4 90.9	57.1 35.3 91.8

上: 総数, 中: 創設世帯, 下: 相続世帯。

2. 既婚子との同居経験

では既婚子との同居経験、つまりC-NとかN-CないしC-C、N-Nの形態をとった経験はどうか。C-N、M-Nは現在既婚子と同居しているから、当然のこととして考慮外に置かれる。問題はNとCである。この形態のなかでは、現在未婚子と同居しているNの方が既婚子との同居経験率は低く、55歳以上の平均値ではN8%、C16%となっている(表22)。NでもCでも、年齢階層が高いほど概して比率が高まっているのは、既婚子の数も既婚子をもつ率も年齢とともに高まり、それだけ同居経験をもつ可能性もまた経験累積の蓋然性も高まるからであろう。そして興味深いことには、この同居経験率は相続世帯の方が創設世帯よりも高いとは一概にいえない。Cでは相続世帯の方が高いが、Nでは全く逆になっているからである。親との同居経験には、創設か相続かという世帯の沿革が大きく影響しているが、つぎの世代である既婚子との同居には、世帯の沿革はもうそれほど影を落していないということができよう。

表23は表21と22を組合わせて、CとNにおける同居経験率の世代的低下を一覧にしたものである。親との同居経験率は、45~54歳層を除いて今後増加しないと考えてよいが、既婚子とのそれはある程度高まることが予

表22 既婚子との同居経験率

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	55歳以上
N	0.0 0.0 4.0	2.2	3.4 9.7 0.0	13.5	8.8 10.3 9.5	12.5	8.2 9.9 4.4
C	0.0 0.0 14.3	4.2	7.9 14.8 11.1	19.5	15.6 11.1 35.0	25.0	16.3 13.4 23.7
C-N	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
M-N	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

上: 総数, 中: 創設世帯, 下: 相続世帯。

表23 親との同居経験率と既婚子との同居経験率

	45 ~ 54	55 ~ 64	65 ~ 74	55歳以上
N	34.7→0.0 96.0→4.0	54.3→9.7 100.0→0.0	30.0→10.3 81.0→9.5	47.0→9.9 91.3→4.4
C	41.2→0.0 100.0→14.3	36.1→14.8 94.4→11.1	25.0→11.1 80.0→35.0	32.0→13.4 86.8→23.7
C-N	—	26.8→100.0 94.4→100.0	37.5→100.0 95.8→100.0	33.0→100.0 95.5→100.0
M-N	—	34.0→100.0 94.4→100.0	36.4→100.0 90.9→100.0	35.3→100.0 91.8→100.0

上: 創設世帯, 下: 相続世帯。

想されよう。それにしても後者は2割からせいぜい3割どまりであろうから、1世代の間に大きく落ち込んだことは否定できない。とくに相続世帯における落差が大きいのである。

それでは、CとNにおいて、親とも既婚子とも同居したことの無い世帯、つまり核家族形態で一貫してきた世帯はどのくらいあるだろうか。この点を直接に明らかにする資料はないが、両種の同居経験率の和を手がかりとして、創設世帯では4割ないし5割、相続世帯では1割以下と推算される。両者の差は、専ら親との同居経験率に大差があることから生じたものである。

C—NとM—Nにおける両種の同居経験率の関係は、いうまでもなく世代的上昇の一語に尽きる。(この上昇の状況は表21と22を組合せた表23を見よ)。ここでも世帯の沿革によって大差がある。すなわち、相続世帯では9割をこえるレベルから10割となり、創設世帯は3割内外のレベルから10割となっていて、とくに創設世帯に世代差が大きいことは、C、Nの場合と対照的である。

では、C—N、M—Nについて核家族世帯を経験することなく、親との同居につづいて、あるいはそれと部分的に重なりながら、既婚子と同居することによって、直系家族形態を一貫してとりつづけた世帯はどのくらいあるだろうか。表24核家族世帯の経験率はその点をいわばネガティブに掲出したものである。これによれば、直系家族形態を結婚以来とりつづけたのは、C、Nでは皆無なのが当然として、C—Nで1割強、M—Nで2割にすぎないのである。残りの8割から9割は、現在、あるいは現在ならびに過去において直系家族形態をとったにもかかわらず、核家族世帯であった経験を有する。再び世帯の沿革によって分ければ、創設世帯では直系家族形態を一貫したものは数%しかなく、相続世帯ではそれが3～4割がたある。この差は親との同居経験率の差に由

ることはいうまでもない。

要するに、創設世帯では、一貫して核家族形態をとったC、Nは4割から5割、一貫して直系家族形態をとったC—N、M—Nは僅か数%どまりであって、大部分は両形態の間を転換した経験を有する。また相続世帯では、一貫して核家族形態をとったC、Nは1割以下、一貫して直系家族形態をとったC—N、M—Nは3～4割にとどまり、創設世帯の場合とは異なった偏りを見せているものの、広汎な形態転換を示していることは、共通している。このように見るとき、N→C—N→M—N、そしておそらくこれがNに回帰するという移行パターンは、唯一のものではないにせよ、主パターンとして確認してよいと考えることができるのである。それと共に、家族の考察、それも現状よりも過去の経験を考察するために、創設・相続という類別⁵⁾がきわめて有用であることが判明したといえよう。

3. 子どもとの同居希望

既婚子と同居していないCとNについて、老後における子どもとの同居希望を検討すると、表25に掲げたとおり、同居子のないCでは、過半数が、同居子のあるNでは圧倒的多数がそれを希望している。相続世帯の方が高率だが、創設世帯との差は大きくない。質問では「子ども」となっているが、文脈から既婚子と考えてよい。

CよりNの方が高率であることも、創設世帯より相続世帯の方が高率であることも、われわれの予想を裏切らない。ただ、年齢階層が高いほど高率となるという予想は、Cについては当たらない。これは、子のない夫婦がCに比較的多いことや、かつての同居が煩わしいものであったことなどに、由るようである。しかしながら、65歳以上のCについて確めて括弧内に内数で掲げた希望実現の見通し(同居できる、多分同居できる)に注目すると、約4割が可能とみている。したがって、逸脱形態とみた

表24 核家族世帯の経験率

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	55歳以上
N	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
C	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
C—N	—	—	94.1 100.0 66.7	88.1	84.5 96.4 72.9	87.0	87.1 97.9 71.2
M—N	—	—	100.0 94.0 66.7	80.0	76.6 92.4 58.2	77.2	80.5 93.1 60.3

上: 総数, 中: 創設世帯, 下: 相続世帯。

表25 子どもとの同居希望率

	45～54	55～64	65～74
N	76.0 92.0	84.7 87.5	—
C	35.3 85.7	57.4 66.7	52.8(39.5) 65.0(38.9)

上: 創設世帯, 下: 相続世帯。

45～54, 55～64歳層は老後の同居希望, 65歳以上は現在の同居希望, () 内は同居可能と思う率を内数で示す。

- 5) 創設世帯とは、対象者が結婚により新しく創設した世帯、相続世帯とは対象者が親などからひきついだ世帯、をいう。創設・相続どちらでもないという世帯はきわめて稀で、この調査では0.4%にすぎなかった。

Cも、その 1/3 ていどのものは、再び C—N や M—N に転換していくことが予想されるのである。65 歳以上の N については確めることを逸したが、同居子の結婚あるいは既婚別居子の合流によって、同居希望のいく分かは、その希望を実現していくものと考えられる。

C—N や M—N の将来については、N に転ずる可能性のほかに、対象者の死亡年齢と孫の結婚年齢によっては N になることなく推移する可能性、N に転じてから再び直系家族に復帰する可能性と復帰しない可能性など、さまざまな場合が考えられるが、ここではそれに立ち入るための資料を持ちあわせない。

全体として、形態転換の事実とその可能性とが立証されたわけであるが、転換をくり返しつつ核家族形態が多くなるかどうかは、子どもの数や同居・別居に関する規範、就業機会の地方的偏在状況などによって左右されるのであろう。

むすびにかえて——C の問題性

以上考察したところは、C は逸脱形態か副パターンかということであった。しかし逸脱形態とは、わが国の直系家族制を前提とするとはいえることであるにすぎない。掛川での対象世帯はそのような把握に適合的であったわけである。もし今日の家族変動を直系家族制から夫婦家族制への変化と捉えるなら、N→C という形態転換は逸脱といった取扱いがふさわしいものではなくなる。直系家族制の N→C—N という転換と並ぶ副パターンと、とりおささなければならぬだろう。

65 歳以上の、家族周期からいって退隠期に入った C の生活が安定するには、経済・健康・情緒の諸側面で一定の条件が整わなければならない。この点は別に分析する必要があるが、ここでは家族形態との関連で、別居子の居住地の視角から考察しておきたい。

この調査では家族形態として C, N, C—N, M—N をとりあげたが、これらは同居家族の構成形態であって、同居せずとも親・子・きょうだいといった近親が家族的連関のなかに含まれている場合、こうした家族的関係者は同居家族のみの観察では考慮の外に弾き出される。しかし、親子 2 世代を含まない C について、とくに 65 歳以上の、逸脱形態ともいわれた C について、家族的関係者を考慮することは、その生活の安定度を検するためにも、重要な意味をもっている。高年齢の C が少なくとも副パターンとして安定するためには、家族的関係者という支え棒を必要とすることが多いのである。

家族的関係者は、とくに身体的介護と情緒的安定のた

めに重要であることが多い。そういう家族的関係者は比較的近くに住んでいることが多く、比較的近くに住む近親は家族的関係者といってよいことが多い。そこで、われわれの対象者について、旧掛川町域に子が住んでいるかどうかを検し、不十分ながら家族的関係者の存否をまさぐってみたいと思う。

表 26 はこの点を一覧にしたものである。まず 55 歳以上を一括して観察すると、C 20%, N, C—N 13%, M—N 14% と、C の方がいく分高率になっている。それに C 以外では、年齢階層が高まるにつれて必ずしも率が高まるとはいえないなかで、C のみ順調に高まっているのは、同居子のいない C の生活の必要に照応するものといえる。しかし、70 歳層ですら 29% で、10 人のうち 3 人しか近住子がいないことは、看過できないように思われる。旧掛川町域に子が居住していないからとて、直ちに家族的関係者がいないと速断してはならないだろうが、C の、とくに高年齢の C の生活安定には問題のあることが窺われるのである。

では、老後子どもに頼るつもりかどうか、また、老後子どもに身のまわりの世話をしてもらいたいかどうか。表 27 によれば、子どもに頼るつもりなのが N 47%, C 29% で、C は N よりはるかに低率である。現に子と同居している N よりも、同居子のない C の方が子どもに経済的に依存するつもりでいる者が少ないわけである。また、老後の身のまわりの世話を子どもに期待するのが、N 84%, C 62% と、ここでも C の方が少ない。そして、C も N もこの比率は老後における同居希望の比率とほぼ対応しているのである。したがって、もし希望するだけの対象者が老後に子と同居できれば、身辺の介護も、またその半数ほどの比率の経済的扶養期待も実現されようが、先きにふれたように、今日の 65 歳以上層における

表 26 地区内（旧掛川町域）居住の子がいる率

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	55歳以上
N	0.0	2.2	1.7	24.3	17.6	18.8	13.0
C	0.0	8.3	10.5	22.0	21.9	29.2	20.0
C—N	—	—	11.8	14.3	5.2	21.7	12.9
M—N	—	—	20.8	4.4	21.3	12.3	14.2

表 27 老後子どもに期待する率

	45～49	50～54	55～59	60～64	総数
経済的存	N 40.0	51.1	44.1	56.8	46.9
	C 17.6	25.0	28.9	36.6	29.2
身介辺護	N 85.5	80.0	83.1	89.2	84.2
	C 41.2	54.2	57.9	78.0	61.7

同居可能の見通しは4割ていどにすぎない。

CのうちやがてC-Nに転じうるものは、その基本的な生活欲求を満たす有力な条件をえたことになる。しかしCにとどまる6割くらいのものはどうか。2割から3割ていどの対象者には近住子がいるとしても、それにもあふれるものが4割くらいいることだろう。それが自力で生活を安定させられる階層とは限らない。こうして、Cに比較的多くの、同居子はもちろん近住子もなく、また自活する力もない世帯が集まることになるのではないだろうか。もしそうなら、Cは安定した型態とはなりにくい。副パターンであるよりは逸脱形態となり、Cを正式の形に含む夫婦家族制は、容易には定着しないことであろう。この点は、現今の家族形態の変動における、最も動的なポイントを代表するものなのである。

本稿は世帯概況と銘うっているが、紙幅と時間の制約と、こなれ切っていない資料の豊富さとから、家族形態の周期的移行という一点にしばって、これをいわば窓としてその限りでの世帯概況を述べるにとどめた。また、43年調査および45年調査との接合はまだ潜在しており、かつ過去経歴の分析も不十分であるが、漸く資料の精度も高まり、再集計の手順に入ったので、その結果を俟って掘り下げと補正を試みたいと念じている。

付 記

1. この研究は、昭和48年度の厚生科学研究費をはじめ、三菱財団社会福祉助成金、保険学研究調査費助成、健康保険組合連合会研究費などの補助を受けて、中鉢正美氏（慶応義塾大学）を主任研究者として行われたものである。

2. 今回の概況報告は、Ⅰ世帯概況、Ⅱ家計、Ⅲ栄養、Ⅳ健康の4部とする予定である。本号には先ずそのⅠを掲載しており、残りの分は引続いて順に掲げることとしている。

3. この研究のための実態調査（静岡県掛川市における中高年者生活総合調査）の参加者は、下記のとおりである。

磯部しづ子	（中京女子大学）
磯村 浩子	（お茶の水女子大学）
伊藤 秋子	（お茶の水女子大学）
井出 達子	（お茶の水女子大学）
岩井 礼子	（お茶の水女子大学）
上玉 啓子	（お茶の水女子大学）
臼井 和恵	（お茶の水女子大学）
宇野 正道	（慶応義塾大学）
大本 圭野	（社会保障研究所）
岸 功	（慶応義塾大学）
小沼 正	（社会保障研究所）
杉原 由機	（山脇学園短期大学）
曾原 利満	（社会保障研究所）
相馬多希子	（お茶の水女子大学）
高木みち子	（お茶の水女子大学）
高橋 博子	（東京教育大学）
田口 楓子	（国際基督教大学）
中鉢 正美	（慶応義塾大学）
長嶺 晋吉	（国立栄養研究所）
馬場 紀子	（お茶の水女子大学）
前田 正久	（厚生省統計情報部）
森岡 清美	（東京教育大学）
山川喜久江	（国立栄養研究所）
山村マサエ	（東京教育大学）
湯本 和子	（学習院女子短期大学）
横田 京	（お茶の水女子大学）

4. 今回調査の実施に当たっても掛川市当局の絶大な協力を仰いだ。また、掛川市婦人会の方々、お茶の水女子大学、慶応義塾大学、東京教育大学の院生・学生諸君には、各種調査の調査員あるいは集計員として、それぞれ活躍をいただいた。なお電算機集計にあたってはTMC（社長 佐伯行宣氏）の方々の熱心な協力をいただいた。調査対象世帯をはじめ上記の方々に深謝の意を表する次第である。